

平成29年11月29日招集

## 茂原市議会定例会会議録（第5号）

### 議事日程（第5号）

平成29年12月14日（木）午後1時00分開議

第1 特別委員会中間報告の件

第2 議案並びに陳情の総括審議

第3 発議案第1号の上程説明並びに審議

第4 所管事務調査のための委員派遣の件

# 茂原市議会定例会会議録（第5号）

平成29年12月14日（木）午後1時00分 開議

○議長（鈴木敏文君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は22名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

## 議長の報告

○議長（鈴木敏文君） ここで報告します。

去る9月定例会から継続審査となっております案件並びに今定例会において審査を付託いたしました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

また、本日、市長から、お手元に配付のとおり、地方自治法第180条第2項の規定により、市長において専決処分することができる事項として指定した損害賠償額の決定及び和解に関することについて、専決処分した旨の報告がありました。

以上で報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

## 議事日程

○議長（鈴木敏文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

## 特別委員会中間報告の件

○議長（鈴木敏文君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「特別委員会中間報告の件」を議題とします。

市民会館建設特別委員会委員長 竹本正明君から報告を求めます。

（市民会館建設特別委員会委員長 竹本正明君登壇）

○市民会館建設特別委員会委員長（竹本正明君） 市民会館建設特別委員会の中間報告を申し上げます。

本委員会は、第2回定例会において最終日の6月22日に設置され、9月21日並びに11月21日に関係職員の出席を求め委員会を開催し、新市民会館建設検討の進捗状況について報告を求め、調査研究をいたしましたので、その内容について申し上げます。

まず、建設に向けた基本構想策定のため、的確なアドバイスを受けるべく民間支援業者を公募型プロポーザル方式により選定したとのことであります。

次に、現施設の状況把握及び課題整理のため、市民会館と中央公民館に関する、市民2000人を対象としたアンケートを実施するとともに、茂原市の周辺17市町村の住民1000人に対して、茂原市の来訪の状況や、よく行くジャンルの公演などについて、インターネットによるアンケート調査を実施したとのことであります。

その他、市民会館や中央公民館を利用している117の団体に利用者アンケートと団体ヒアリングを実施するとともに、今後の茂原市を担っていく若者、市内7中学校と4高等学校の合わせて11校、101名の生徒から、「どんな施設が欲しい、その施設で何ができ、何かしたいのか」をテーマとして意見を聞くワークショップを行ったとのことであります。

また、紙面や電子媒体だけでなく、市民の声を直接聞く場として「みんなで考える新市民会館」と題したワークショップを7月から9月にわたり5回開催しました。ワークショップには39人が参加し、新市民会館の必要性や設備、機能などについて建設的な意見をいただいたとのことであります。いずれにいたしましても、市民と協働で建設をしたいとの認識に立ったものであります。

さらに、市民からいただいた意見を反映するため、公共施設マネジメントや建設、劇場ホールやアートマネジメントの専門家である大学の教授4名からなるアドバイザー会議に諮り、基本理念、施設構成と規模、再整備の必要性、整備手法、建設敷地、建設費、竣工後の管理運営に関する考え方について、貴重な意見を伺ったとのことであります。

また、市職員による庁内検討委員会を組織し、基本構想策定支援事業者を同席させ、基本構想（素案）について議論をしたとのことであります。

このような検討を経て、11月21日に開催されました本委員会に、執行部から、（仮称）茂原市民会館建設基本構想（素案）が示されたところであります。

主な内容としまして、まず初めに、茂原市民会館・中央公民館再整備の必要性であります。国の文化政策と市の上位計画における位置付け、市内の施設状況、そして市民に対する意見聴取や先進事例などをもとに、現状や課題、求められるニーズ、そして目指す将来像を整理した結果、複合化・多機能化した新たな施設の整備が必要とのことであります。

そこで、新たな市民会館の基本理念となるキーワードに「文化芸術」「創造」「市民」「交流」「発信」の5つの言葉を掲げ、「文化芸術によって人々に安らぎや活力を与え、創造力や表現力を引き出す拠点として、市民生活を豊かにする様々な機会と場を提供する。文化芸術は

もちろん地域や世代を超えた交流を生み出し、本市の魅力を内外に発信しながら、賑わいづくり・まちづくりにつなげていく」ことを基本理念とするとのことでありました。

施設構成については、「重ね使い」と「多機能」をキーワードとし、さまざまな用途に対応させ、規模を抑え、全体としてコンパクトな施設とする。市民会館機能として大ホールの席数を800から1000席と設定し、客席等を移動させ平土間空間をつくることで、コンサートや演劇だけでなく、展示会やパーティができるような可変型多機能ホールとする。公民館機能としては、リハーサルや小規模な発表会、会議室などに対応するための多目的ホール、生涯学習活動の場として考慮した練習室、会議室、調理室等を整備し、施設全体として延べ床面積6000から7000平米とのことでありました。

建設地は、市が保有する広い公用地3カ所を候補地としながらも、候補地以外も検討していくとのことでありました。

建設費は、震災復興、東京オリンピック関連事業の影響による資材、人件費の高騰により、現時点では約50から60億円と見込んでいる。財源は各種補助金や有利な起債等を活用し、市の財政負担軽減に努めるとともに、基金の設置も検討するとのことでありました。

竣工後の管理運営については、市自らが管理運営を行う直営、指定管理者制度の活用、部分委託、建設から管理運営までを一括して民間事業者が行うPFI等について、総合的な検討をしていくとのことでありました。

以上の説明に対し、各委員から多くの意見がありましたので、その主なものを申し上げます。

まず、「新市民会館に図書館機能、子供の一時預かり所の設置を検討すべきである」との意見がありました。

次に、「市内に圏央道のスマートインターチェンジが設置されることから、その周辺を建設地として、周辺の町村にも参加を打診し、広域的な検討や国、県の協力を求めていくべきである」との意見や、「茂原市の中心市街地のにぎわいを復活させるべく、茂原駅周辺に建設し、子供からお年寄りまで楽しめる空間をつくるべきである」との意見、「車社会であることから、新市民会館には広い駐車場、または駐車台数の確保が必要である」との意見がありました。

次に、「他市では、市民会館の建設後、ランニングコストが負担になっている。芸術や文化に投資し、市民生活を豊かにすることは十分理解できるが、市の財政負担が過大にならないよう配慮いただきたい」との意見がありました。

次に、「多くの市民の意見、要望を伺い基本構想を策定し、来年度は基本計画を策定することだが、基本計画を策定した後で建設が中断、延期となるような市民に不安を与えること

のないよう十分配慮いただきたい」との意見がありました。

その他の意見、要望も含め、議会の意見も尊重しながら基本構想を策定していくとのことであります。

この特別委員会は、市民文化の発信の場である新市民会館の建設に向けて議論するとともに、執行部へ提案、提言していくものであります。本委員会では、よりよいものを建設してもらうよう、今後も全員の知恵を絞り議論をしていくことといたしました。

以上で中間報告を終わります。

○議長（鈴木敏文君） 以上で、特別委員会の中間報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

### 議案並びに陳情の総括審議

○議長（鈴木敏文君） 次に、議事日程第2「議案並びに陳情の総括審議」を議題とします。

まず、9月定例会から継続審査になっております案件並びに今定例会にその審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、決算審査特別委員会委員長 ますだよしお君から報告を求めます。

（決算審査特別委員会委員長 ますだよしお君登壇）

○決算審査特別委員会委員長（ますだよしお君） 決算審査特別委員会の報告を申し上げます。

9月定例会に上程されました認定案第1号「平成28年度茂原市一般会計歳入歳出決算認定について」は、9月15日の本会議において、11人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査とされたところであります。

本委員会は、審査日程を10月3日から5日までの3日間とし、慎重に審査をいたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

まず、審査経過であります。10月3日、全員協議会室において委員会を開会し、市長に対する総括質疑と企画財政部長から決算概要の説明を求めるとともに、引き続き平成28年度に実施された諸事業の中から「茂原にはる工業団地整備事業」並びに「（仮称）茂原長柄スマートインターチェンジ設置事業」の現地視察を行い、執行状況とその成果について確認した次第であります。

10月4日及び5日は、全員協議会室において委員会を開会し、現地視察及び監査委員の決算審査意見書等を踏まえ、決算書細部について審査を行いました。

次に、本市の平成28年度一般会計決算規模であります。歳入総額は300億7849万9919円、歳出総額は290億9493万5235円、歳入歳出差引額は9億8356万4684円であり、翌年度へ繰り越

すべき財源を差し引いた実質収支額は8億8655万4684円の黒字決算となりました。

次に、歳入、歳出の主なものについて申し上げます。

まず、歳入については、償却資産に係る固定資産税の減や税制改正の影響による法人市民税の減、学校施設環境改善交付金の皆減、小中学校耐震補強事業に伴う義務教育施設債の減等により11億6554万円余、3.7%の減となりました。

次に、歳出について、総務費では、財政調整基金積立金の減等により1億8009万円余、5.4%の減となりました。

次に、民生費では、予算の組み替えによる子ども医療費助成事業の皆増等により5億3565万円余、5.2%の増となりました。

次に、衛生費では、子ども医療費助成事業の皆減等により1億3516万円余、5.3%の減となりました。

次に、土木費では、茂原駅前通り地区土地区画整理事業の増等により5億2301万円余、22.9%の増となりました。

次に、教育費では、小中学校施設整備事業の皆減等により12億2848万円余、32.9%の減となりました。

以上の結果、歳出全体では8億4077万円余、2.8%の減となりました。

審査においては、平成28年度の施政方針で掲げた施策が計画どおりに実施され、市民福祉の向上、生活環境の整備が図られたか。また、最小の経費で最大の効果を上げ、可能な限りの財源確保と行財政改革の推進が図られたか。市民要望に対し耳を傾け、その実現に努めたか。事務事業の適正な選択に努めたか等々の観点から審査した結果、各委員から多くの質疑、意見、要望がありました。

まず、開会日冒頭の市長に対する総括質疑の概略を申し上げます。

初めに、「実質公債費比率や将来負担比率は改善が見られるものの、依然として厳しい財政状況の中で、平成28年度の市政運営について、どのように評価しているのか」との質疑に対し、「平成28年度は第5次3か年実施計画、行財政改革大綱第6次実施計画との整合性を図りつつ、総合戦略の基本目標達成に向けた予算編成を行い、効率的な市政運営に努めた。第5次3か年実施計画は現在評価中だが、執行率は85.2%であり、概ね目標を達成できると考えている。行財政改革大綱第6次実施計画は、財政効果が計画額を上回る結果となった。総合戦略は、地方創生加速化交付金、地方創生推進交付金を活用した事業を実施し、一定の成果を上げたと考えている」との答弁がありました。

次に、「広域組合の衛生費及び消防費負担金が増加しているが、本市財政に与える影響と今後の見通しは」との質疑に対し、「広域組合において、し尿処理場、長生分署の建設により衛生費及び消防費負担金が増加した。今後、約5年間で最終処分場建設事業、ごみの焼却施設基幹的整備改良事業等を予定しており、負担割合が高い本市財政への影響は大きいと考えている」との答弁がありました。

次に、「本納ニュータウン造成に再生土を利用する計画があるが、本市の見解は」との質疑に対し、「この開発行為は県の許認可事業のため、安全性に疑問があっても、現行法では市単独でとめることは難しいが、開発内容を精査し県へ申し入れをしていきたい」との答弁がありました。

次に、「財政調整基金の積み立て目標額は」との質疑に対し、「目標額に明確な水準はないが、将来負担比率、実質公債費比率が依然として高く、企業の経済状況の変動により財政基盤となる税収も不安定であるため、今後も積み増しを行っていきたい」との答弁がありました。

次に、「総合戦略の基本目標が顕著に実行された事業及びその成果は」との質疑に対し、「地域でつくる子育て世代に選ばれるまちづくり事業において、調べる学習や学校図書館支援の充実及び美術館のデジタル化を図り、児童の学習活動や読書活動の推進、美術館・郷土資料館の入館者の増が図られた。また、地域ぐるみの産業活性化事業において地図情報共有システムの構築を図り、今後、ドローンによる利活用調査事業、ビジネスセミナー運営業務を実施していく。その他、出会いの広場、産前産後サポートセンター事業等、各種支援の充実が図られ、総合戦略事業は順調に進捗している」との答弁がありました。

次に、「子供たちが安心して学べるよう、老朽化した学校施設や危険箇所等の学習環境を整備する考えは」との質疑に対し、「学校の耐震化は終了したが、老朽化した施設や危険な高木等については、学校からの要望や各種点検を踏まえ適切に対応していきたい」との答弁がありました。

次に、「今後、給食センター、市民会館の建設が予定されているが、本市財政の見通しは。また、広域組合事業の負担割合等を含め、今後の広域行政の考え方は」との質疑に対し、「依然厳しい財政状況の中で、公共施設の整備が控えているが、選択と集中により最善の対応をしていく。広域の負担割合については、修正せざるを得ない時期にきていると考えており、今後協議していきたい」との答弁がありました。

このほか、細目ごとの審査過程においても多くの意見、要望、指摘がなされたところではありますが、結果として、平成28年度一般会計決算は、委員長を除く出席委員10人のうち、賛成す

る者9人、反対する者1人で、賛成多数により認定することと決定した次第であります。

なお、賛成者から本案を作成するに当たり、次の点について附帯意見がありましたので、以下申し上げます。

1. 引き続き財政健全化に努めるとともに、財政調整基金の運用等を検討し、市民生活の向上につながる政策を実行されたい。

1. 少子化対策の施策を充実させるとともに、広域組合について事業内容を精査し、負担金の減額に努められたい。

1. 「住みたくなる茂原市」となるよう、創意工夫を凝らした特色ある施策を積極的に展開されたい。

1. 本市のさらなる発展のために長期的ビジョンを設定し、将来を見据えた施策を講じられたい。

1. 急速に進展する少子高齢化に対応すべく財政基盤を強化し、市民福祉の向上に努められたい。

1. 引き続き教育施策の充実を図るとともに、財政調整基金を用いた市民サービスの拡充について検討されたい。

1. 多額の不用額を出さないよう予算の精査に努めるとともに、安心・安全なまちづくり、市民要望に応える施策の実現に取り組まれたい。

1. 市民生活関連事業、教育、福祉等への適正な予算配分に努めるとともに、市の活性化につながる積極的で特色のある施策を講じられたい。また、広域組合事業の負担金及び負担割合について精査されたい。

1. 少子高齢化が加速する中、医療、介護、教育、子育て等の市民生活に関する施策のさらなる充実を図られたい。

次に、反対者の意見について申し上げます。

「自主財源を用いた多額の大企業への補助金支給や不要不急の公共事業など、大企業優遇と開発優先を掲げる一方、地域経済を担う中小企業や農業従事者への支援が不十分であり、高額な国民健康保険税、介護保険料も市民生活を圧迫している。また、図書館、給食事業の民営化が推進されたが、効率化を優先する余り、心の通った手づくりの教育から逸脱している。歳入については、滞納整理等の徴税強化が掲げられているが、市民の懐を温めて税収を上げる施策が取られるべきである。市民生活の向上という観点から、この予算執行は市民要望に十分応えたとは言い難く、本決算に反対する」というものであります。



次に、今後の予算執行に当たり留意する事項として、各委員から当局に対し多くの意見、要望がありましたので、その主なものについて申し上げます。

1. 災害時における情報伝達の重要性に鑑み、防災行政無線の難聴地区の解消について早急に対応を図られたい。

1. 市のウェブサイトについては、内容の充実を図るとともに、知りたい情報が検索しやすくなるよう工夫をするなど、利便性の向上に努められたい。

1. 犯罪抑止、商店街活性化の面からも防犯灯の整備は重要であり、自治会、商店街からの防犯灯の移管について、安心・安全なまちづくり構築のために検討されたい。

1. 子育て支援策として、認可外保育所利用者、施設運営者への市独自の補助制度について検討されたい。

1. 公立保育所については、定住促進、雇用者確保のため、正規職員として働ける労働環境の整備に努められたい。

1. 病児・病後児保育事業について、利用者の利便性、必要性に鑑み、関係町村との連携、広域化を図るよう検討されたい。

1. がん検診については、早期発見と受診率向上のため、大腸がんの郵送方式と胃がんリスク検診を導入されたい。また、特定不妊治療費助成事業については、流産、死産を繰り返す不育症の治療費の助成について検討されたい。

1. 今後、七夕まつり等で観光客を呼び込むためにも、駅周辺にトイレが足りないことから、公衆トイレの増設、洋式化への改修を検討されたい。

1. 耕作放棄地解消について、県の補助制度を積極的に活用するとともに、地域ぐるみでの取り組み、利益の出る農業形態の構築など抜本的な対策を講じられたい。

1. 市営住宅の空き室対策について、修繕して活用するか、住居として適さなければ解体するなど早急に対応されたい。

1. 道路の舗装、補修工事については、住民要望も非常に多いことから、緊急性、必要性を考慮し、早急な措置を講じられたい。

1. 茂原駅前広場について、アート作品や花壇のレイアウトを工夫することにより、茂原市のイメージアップを図るとともに、美観を損なうムクドリの被害についての対策を早急に講じられたい。

1. 奨学資金貸付費については、申請から決定までを入学金や授業料の納期に間に合うよう、制度の改善を図られたい。

1. 歳入については、引き続き徴収率の向上を図るとともに、滞納整理や不納欠損処分に当たっては適切に対応されたい。

以上が、決算審査特別委員会の報告であります。本会議におきましても、慎重審査賜りますようお願いを申し上げ、報告を終わります。以上です。

○議長（鈴木敏文君） 次に、総務委員会委員長 田畑 毅君から報告を求めます。

（総務委員会委員長 田畑 毅君登壇）

○総務委員会委員長（田畑 毅君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました報告3件、議案9件について、12月8日の本会議終了後、委員会室において関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

初めに、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

本報告は、茂原市役所支所設置条例の一部を改正する条例の制定について、急施を要するものとして専決処分したことについて承認を求めるものであり、採決の結果、報告第1号については全員異議なく承認することと決定しました。

次に、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

本報告は、さきに執行された衆議院議員選挙に係る平成29年度茂原市一般会計補正予算（第3号）を専決処分したことについて承認を求めるものであり、採決の結果、報告第2号については全員異議なく承認することと決定しました。

次に、報告第3号「専決処分の承認を求めることについて」申し上げます。

本報告は、台風21号及び台風22号による被害等への対応に係る平成29年度茂原市一般会計補正予算（第4号）を専決処分したことについて承認を求めるものであり、採決の結果、報告第3号については全員異議なく承認することと決定しました。

次に、議案第1号「平成29年度茂原市一般会計補正予算（第5号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億7825万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ305億9333万1000円にしようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「防犯パトロール用備品購入費のドライブレコーダーの設置先は、また、他の公用車にも設置したほうがよいのでは」との質疑に対し、「県の補助金要綱の改正により補助対象が拡大され、市の所有する青色パトロール車7台に設置するものである。その他の公用車については、平成30年度予算において検討していきたい」との答弁がありました。

次に、「障害児通所支援事業に係る放課後等デイサービスの内容は」との質疑に対し、「障害児が学校の授業終了後の活動の場として事業所へ通い、生活能力の向上や社会との交流等の必要な支援を受けるもので、事業所の増加等により利用者数や平均利用月数が増えたため増額補正するものである」との答弁がありました。

次に、「市営住宅管理費の訴訟委託料について、裁判費用の高額化の問題もあり、もっと早く対応すべきだったのでは」との質疑に対し、「住宅内に家財を放置したまま本人の所在が不明となっており、早期の対応ができなかったものである」との答弁がありました。

また、「修繕工事に当たっては事前調査を十分に行い、費用削減に努められたい」との意見や、「市営住宅使用料の徴収方法の見直しを図り、徴収率の向上に努められたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第9号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第6号「茂原市公告式条例及び茂原市役所支所設置条例の一部を改正する条例の制定」について申し上げます。

本案は、茂原市本納公民館・茂原市役所本納支所複合施設の建設に伴い、公告を行う掲示場及び支所の設置について規定しようとするものであり、採決の結果、議案第6号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第7号「茂原市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであり、採決の結果、議案第7号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第8号「茂原市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い所要の改正をしようとするものであり、採決の結果、議案第8号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第9号「茂原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

「条例第2条第1項第4号で規定の育児休業をすることができない非常勤職員の内容は」との質疑に対し、「その養育する子が1歳6か月に達する日までに任期が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員等、各項目で列挙された内容に合致しない非常勤職員が育児休業をすることができないものである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第9号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第10号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、一般職職員の給与改定に準じ、議員の期末手当の支給月数を改正しようとするものであり、採決の結果、議案第10号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第11号「特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、一般職職員の給与改定に準じ、市長及び副市長の期末手当の支給月数を改正しようとするものであり、採決の結果、議案第11号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第12号「茂原市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、一般職職員の給与改定に準じ、教育長の期末手当の支給月数を改正しようとするものであり、採決の結果、議案第12号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第13号「茂原市職員の給与に関する条例及び茂原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、一般職職員及び特定任期付職員の給与等について、千葉県人事委員会勧告に基づく千葉県職員の給与改定実施状況に鑑み、これに準じた改正をしようとするものであり、採決の結果、議案第13号については全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（鈴木敏文君） 次に、教育福祉委員会委員長 山田広宣君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 山田広宣君登壇）

○教育福祉委員会委員長（山田広宣君） 教育福祉委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る9月定例会において付託され継続審査となっておりました認定案3件並び

に今定例会において付託されました議案6件、陳情2件について、11月7日及び12月8日に関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

初めに、認定案第2号「平成28年度茂原市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算は、歳入総額132億7733万6958円に対し、歳出総額122億3897万5884円で、10億3836万1074円の黒字決算であります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「特定健診の受診率は31.04%と27年度に比べ微増となったが、依然として低い状況である。受診率向上を図るため、どのように取り組むのか」との質疑に対し、「個別健診の期間を2か月延長し、10月まで実施する方向で医師会と協議中である」との答弁がありました。

次に、「歳入の保険基盤安定繰入金の保険者支援分を所得の低い世帯の保険税引き下げの原資として活用する考えはあるのか」との質疑に対し、「保険基盤安定繰入金は財政基盤の脆弱な国民健康保険制度を維持するための歳入であり、保険給付費が依然として高い状況であることと、来年度からの広域化による保険税率の試算がされていないことから、今後の検討課題と捉えている」との答弁がありました。

次に、「ジェネリックを使うことにより、保険税の負担軽減など国保財政にメリットがあるのか」との質疑に対し、「先発医薬品と同等の効用で薬価が安価であることから、医療費の伸びの抑制が図れ、保険財政の安定にもつながる」との答弁がありました。

次に、「レセプト点検により過大な請求を防ぐことができたのか」との質疑に対し、「国保連合会で審査したものをさらに業者委託により二次点検を実施しており、適正な支出に努めている」との答弁がありました。

次に、「人間ドックは病気の早期発見、早期治療に効果があるとともに、医療費の伸びを抑えることができる。現在、助成金の対象となっていない脳ドックを追加する考えがあるのか」との質疑に対し、「人間ドック助成制度の見直しを含め、脳ドックの追加を検討していきたい」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第2号については賛成多数により認定することと決定しました。

次に、認定案第6号「平成28年度茂原市特別会計介護保険事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算は、歳入総額65億8695万409円に対し、歳出総額62億9828万5800円で、2億8866万4609円の黒字決算であります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「健康寿命を引き上げるために予防事業が重要であるが、平成28年度ではどのような取り組みをし、実績はどうだったのか。また、今後の計画は」との質疑に対し、「先進地を参考として新規事業でもばら百歳体操を実施したところであり、健康寿命の延伸に取り組んだ効果については、今後数年の介護認定率の状況を見ていく中で判断したい。また、現在、次期介護保険事業計画を策定中であることから、法改正も踏まえ予防事業に取り組んでいく」との答弁がありました。

次に、「平成27年度と比較し特定入所者介護サービス費の給付件数並びに給付額が減少している理由は」との質疑に対し、「サービス利用者数は前年度と比較し増えているので、ショートステイなど、このサービスの給付対象となる各種個々の介護サービスの利用状況によるものである」との答弁がありました。

次に、「介護相談員になるための条件、相談員数、実績としての相談件数は」との質疑に対し、「全国組織の介護相談地域づくり連絡会が開催する研修を受講した方を相談員としてサービス提供事業所に派遣し、利用者からサービスの内容や悩み事を聞き取り、サービスの向上と利用者のストレスの軽減を図っている。相談員6人で対応し、延べ106回の派遣をした」との答弁がありました。

次に、「認知症施策推進事業の実績と今後の展開は」との質疑に対し、「本事業は平成28年度から実施した新たな事業で、認知症が疑われる方やその御家族を訪問するもので、15件、延べ52回の訪問支援を行った。事業が始まって今年度が2年目であることから、動向を把握していく」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第6号については賛成多数により認定することと決定しました。

次に、認定案第7号「平成28年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算は、歳入総額10億1498万9892円に対し、歳出総額10億499万9404円で、999万488円の黒字決算であります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「被保険者数の推移と今後の見込みは」との質疑に対し、「平成28年度末での被保険

者数は1万2808人であり、毎年500人からは600人増えている。今後も同様と見込んでいる」との答弁がありました。

次に、「茂原市の1人当たり平均保険料額と県内での負担順位は」との質疑に対し、1人当たり約6万円であり、県内21位である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第7号については賛成多数により認定することと決定しました。

次に、議案第3号「平成29年度茂原市特別会計介護保険事業費補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1697万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億4307万7000円にしようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「居宅介護サービス給付費並びに施設介護サービス給付費の増額補正の理由と通所型介護予防委託料の減額補正の理由は」との質疑に対し、「上半期の給付実績等をもとに決算見込額を算定し、訪問入浴介護で13.9%、介護老人保健施設で10.34%の増を見込んだ。また、通所型介護予防委託料の減額は、対象者が介護認定を受けたことから予算が不用となったものである」との答弁がありました。

また、委員より、「大幅に予算を補正することがないよう、当初予算の算定に取り組みたい」との意見がありました。

次に、「介護給付費準備基金積立金の増額補正の理由は」との質疑に対し、「平成28年度決算での65歳以上の1号被保険者に係る保険料と保険給付額の収支が1億5135万9000円の黒字であったことから、全額を基金に積み立てるために当初予算3276万4000円との差額1億1859万5000円を増額補正するものである」との答弁がありました。

また、委員より、「余剰金を1号被保険者の保険料軽減に活用するよう検討いただきたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第3号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第4号「平成29年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ206万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6841万2000円にしようとするものであり、採決の結果、議案第4号

については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第14号「茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、茂原市本納公民館・茂原市役所本納支所複合施設の建設による本納公民館の位置の変更及び茂原市本納公民館新治分館の廃止に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「1時間当たりの使用料が増額となっている理由と新治分館の跡地の利活用は」との質疑に対し、「現在の施設に比べ各部屋の面積が広がっていることなどを考慮し、増額している。新治分館の建物は来年度取り壊す予定であり、跡地の利用は未定である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第14号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第15号「茂原市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、保育所の安全・安心を確保しつつ、全ての子供に質のよい教育・保育を提供することを目的とした公立保育所・幼稚園整備計画に基づき、平成30年3月末に新治保育所を閉所し、本納保育所と統合することに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

「新治保育所の建物と跡地は今後どのように扱うのか」との質疑に対し、「3か年実施計画上では平成32年度に取り壊し、その後、跡地を売却することになっている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第15号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第16号「茂原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法施行規則において、支給認定証の交付は支給認定保護者の申請があった場合にのみ行うことを前提とした改正が行われたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

「保育所等を利用する保護者から申請があった場合のみ支給認定証を交付することだが、



支給認定証がないことで不利益を被ることはないのか」との質疑に対し、「所有していないということで、特段、不利益は生じない」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第16号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第22号「財産の取得について」申し上げます。

本案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、市民会館のトレーニング機器更新のため、予定価格2000万円以上の動産を取得するに当たり議決を求めるものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「市民の体力向上と健康維持を図る上でトレーニング室の機器を更新することは歓迎すべきであるが、使用料は増額するのか」との質疑に対し、「使用料を増額する予定はない」との答弁がありました。

次に、「機器の更新とあわせてトレーニング室の改修を実施するのか」との質疑に対し、「床、壁、天井等を改修するとともに、利用者のトレーニング状況を見守るカメラシステムなど、安全確保を図る工事も実施する」との答弁がありました。

次に、「トレーニング機器使用中に事故が発生し、けがをした場合の補償はどうなるのか」との質疑に対し、「機器の不具合に起因する事故ではなく、利用者個人の不注意によるものであれば、市は責任を負わない」との答弁がありました。

また、委員より、「利用者がトレーニング機器を適切に使用してもらうことと各利用者に合ったメニューを提供できるように、インストラクターの配置を早期に検討されたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第22号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、陳情第4号「受動喫煙防止対策についての陳情」について申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「受動喫煙の規制と茂原市での対策は」との質疑に対し、「健康増進法において、多数の者が利用する施設では、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずる努力義務が規定されている。現在、国において新たな受動喫煙防止策を2020年の東京オリンピックまでに全面施行するため議論がされている。また、市の施設で敷地内禁煙は、体育館、保健センター、図書館であり、建物内禁煙は市役所庁舎、保育所、児童館、公民館、学校である」との答弁があり

ました。

次に、「県内各市での条例制定の動向は」との質疑に対し、「千葉市、習志野市が受動喫煙防止条例の制定を検討している」との答弁がありました。

また、委員より、「受動喫煙は子供や妊婦に与える影響が非常に大きいことから、国が定める基準に縛られず、市独自の基準として厳しくしてもよいのではないか」との意見がありました。

また、「国において健康増進法の改正が検討されている現状では、全面禁煙ではなく、分煙という施策についても理解できる」との意見がありました。

また、「今後、国の基準が定められた場合に、市で受動喫煙を規制する条例を制定する際には、この陳情の採択、不採択に縛られないことを望む」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第4号については賛成多数により採択することと決定しました。

次に、陳情第5号「茂原市における、受動喫煙防止対策に関する陳情について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「市の公共施設へ喫煙所設置等の協力はあったのか」との質疑に対し、「今年8月に、受動喫煙防止対策として、喫煙所を移設した際に、日本たばこ産業株式会社から庁舎北側駐輪場の隣に喫煙所としてパーテーション、スタンド灰皿の無償譲渡があった」との答弁がありました。

また、委員より、「歩きたばこや路上喫煙など、喫煙者へのマナー向上の啓発に取り組まいたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、陳情第5号については賛成多数により採択することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（鈴木敏文君） 次に、建設経済委員会委員長 向後研二君から報告を求めます。

（建設経済委員会委員長 向後研二君登壇）

○建設経済委員会委員長（向後研二君） 建設経済委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る9月定例会において付託され継続審査となっておりました認定案3件並びに今定例会において付託されました議案6件について、11月1日及び12月8日に委員会を開催

し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

最初に、認定案第3号「平成28年度茂原市特別会計下水道事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算は、歳入総額14億7140万4363円に対し、歳出総額13億6591万53円で、歳入歳出差引額1億549万4310円の黒字決算であります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「処理場では長寿命化計画を策定しているが、改築も視野に入れた抜本的な改修計画はあるか」との質疑に対し、「平成31年度から下水道施設全体を一体的に捉えたストックマネジメント計画を実施する。その中で、処理場の改築も含めた計画的な施設整備を検討していく」との答弁がありました。

次に、「公営企業会計への取り組み状況は」との質疑に対し、「平成27年度に基本方針を定め、平成28年度からの3年間で固定資産調査等を実施している。今後は、会計システムの構築や関係部局との調整を図り、平成31年4月より適用を開始する」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第3号は全員異議なく認定することと決定いたしました。

次に、認定案第4号「平成28年度茂原市特別会計農業集落排水事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算は、歳入総額3億9128万6546円に対し、歳出総額3億6602万8021円で、歳入歳出差引額2525万8525円の黒字決算であります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「接続率向上への方策は」との質疑に対し、「効率的な経営の観点からも接続戸数を増やす必要性は認識しており、今後も未接続者の解消に努めていく」との答弁がありました。

次に、「施設の長寿命化に対する考えは」との質疑に対し、「平成26年度に国の補助金を活用し施設の機能診断等を行い、最適整備構想を策定した。今後は、この構想に基づき計画的な施設の更新に努めていく」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、認定案第4号は全員異議なく認定することと決定しました。

次に、認定案第5号「平成28年度茂原市特別会計駐車場事業費歳入歳出決算認定について」申し上げます。

本特別会計の決算は、歳入総額9063万3810円に対し、歳出総額8662万762円で、歳入歳出差

引額401万3048円の黒字決算であります。

審査の過程において、「多額の収入未済額がある理由は」との質疑に対し、「平成25年度の駐車場明け渡し事件に伴う未払い駐車場使用料及び訴訟費用である。なお、債務者が破産手続き開始の決定を受け、その後、手続きが完了したことから、今後は債権管理条例等に基づき適切に処理していく」との答弁があり、採決の結果、認定案第5号は全員異議なく認定することと決定しました。

次に、議案第2号「平成29年度茂原市特別会計下水道事業費補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ732万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7218万1000円にしようとするものであります。

審査の過程において、「消費税額が不足した理由は」との質疑に対し、「昨年度の工事委託費の繰り越しにより消費税額が増加したため、本年度の中間申告による納付額に不足が生じた」との答弁があり、採決の結果、議案第2号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第5号「茂原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「農業委員及び推進委員の選任方法は」との質疑に対し、「公募した方に対し書類審査及び面接を実施して候補者を選定する。その後、農業委員は議会の同意を得て市長が任命し、推進委員は農業委員会が委嘱する」との答弁がありました。

次に、「各種団体からの推薦枠はないのか」との質疑に対し、「従前の農業団体や議会から推薦する選任制及び公選制は市長の任命制に一本化された。新制度では、各種団体から推薦を受けた方も公募していただくことになる」との答弁がありました。

次に、「定数の設定根拠は」との質疑に対し、「農業委員の定数は、新制度では現行委員の半数程度とされた。推進委員の定数は、農地面積による基準や各地域の意見を考慮して設定した」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第5号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第17号「茂原市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則が一部改正されたことに伴い所要の改正

をしようとするものであり、採決の結果、議案第17号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第19号「訴えの提起について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「勝訴判決を得た場合、その後の対応は」との質疑に対し、「期日までに住宅を明け渡した場合は、判決により確定した未払い住宅使用料等を入居者及び連帯保証人に対し請求していく。明け渡しや請求に応じない場合は、裁判所に強制執行の申し立てを行う」との答弁がありました。

次に、「訴訟費用の予算措置は」との質疑に対し、「弁護士への着手金として一般会計補正予算に47万2000円を計上している。なお、今後、結果に応じて成功報酬を支払う」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第19号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第20号「指定管理者の指定について」申し上げます。

審査の過程において、「非公募で選定する理由は」との質疑に対し、「候補者は出荷農家や関係団体との連携体制が確立しているほか、経営ノウハウや利用客との信頼関係も蓄積している。また、本市農業振興の核的な存在であり、隣接地に直売所を拡張することからも指定管理者に適していると判断した」との答弁があり、採決の結果、議案第20号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第21号「指定管理者の指定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「候補者の選定理由は」との質疑に対し、「選定委員会において、選定基準に基づき総合的に評価した結果、他の応募者より高い点数を獲得した。特に、市への納付金や利用料金の設定等の項目がすぐれていた」との答弁がありました。

次に、「設備等の改修はあるか」との質疑に対し、「指定管理者が業務を開始するに当たり、自動精算システムの入れ替えや照明器具のLED化の提案があった」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第21号は全員異議なく可決することと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（鈴木敏文君） 以上で各委員長の報告を終わります。

ただいまの各委員長報告に対する質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

反対討論の通告がありますので、これを許します。飯尾 暁議員。

（1番 飯尾 暁君登壇）

○1番（飯尾 暁君） 日本共産党の飯尾 暁でございます。日本共産党会派を代表いたしまして、反対討論を行います。

反対する案件でございますが、認定案第1号「平成28年度茂原市一般会計歳入歳出決算認定について」、認定案第2号「平成28年度茂原市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定について」、認定案第6号「平成28年度茂原市特別会計介護保険事業費歳入歳出決算認定について」、認定案第7号「平成28年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費歳入歳出決算認定について」、議案第5号「茂原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について」でございますが、以上、おののちに反対いたしまして、その理由を述べます。

まず初めに、認定案第1号、平成28年度茂原市一般会計決算について述べます。

貧困と格差拡大を続ける安倍政権の誤った経済政策のもと、国民の実生活の困窮に目を向けることなく、経済環境は改善との認識により編成された予算による施策の執行は、相変わらずの大企業優遇、開発優先の政策となって、平成28年度決算にもあらわれております。

具体的には、自主財源を使つての多額の大企業への補助金の支給、不要不急の公共事業、スマートインターチェンジ、にいほる工業団地の開発への予算投入は市民に負担を強いるものとなっております。

一方、中小企業振興総合支援事業や農業者育成支援事業などでは、予算の執行率も低く、中小企業支援策はまだこれからという段階とは言え、企業ニーズの把握や施策の周知などが不十分との分析も明らかになりました。中小企業への融資や利子補給など、事業者活性化に向けた政策も続けられておりますが、他の先進自治体で取り組まれる中小企業振興条例制定での地元企業支援、農業所得の安定化や担い手支援の一層の強化、近隣自治体のほとんどが取り組む住宅リフォーム助成制度の実施などが強く望まれます。

市民生活の面では、私たちが行った市政アンケートも「生活が苦しくなった」と答えた人が

多数です。年々増加する生活保護受給者の実態に見られるように、貧困化が加速していると言わざるを得ません。高すぎて払いきれないと悲鳴が上がっている国保財政への法定外繰り入れも行われず、介護保険や後期高齢者医療に関しても、住民負担が増加し、市民負担の軽減策の強化が待たれます。

一方、妊産婦や、その家族が安心して出産や子育てができるように産前産後サポート事業が子育て支援策の新規事業として実施され、今後、さらに充実がなされるよう期待されます。

しかし、アベノミクスでその恩恵を享受できたという実感のある市民がどれほどいるものか。実感がないのは、その実態がないからであります。その責任は自治体の行政にもあります。

歳入においても、税の徴収強化がうたわれて、行き過ぎた滞納整理など強権的徴収が危惧される状況ですが、税は徴収を強化するよりも市民生活を維持し人々の懐を温めて税収を上げることが優先です。市民生活第一の施策実現を求めて、本決算には反対を表明いたします。

次に、認定案第2号、国民健康保険事業決算について述べます。

国民健康保険事業の制度的問題については、市の加入世帯の実態や制度に対する認識など、この間幾度となく取り上げ、国保法では、国保は社会保障及び国民保険のための制度であり、国保の運営責任は国が負うと明記されていることや、低所得者や無職者が多く加入している国保は国の負担なくしては成り立たない保険であること、こうした低所得の加入者に高い保険税が課せられ、滞納問題も解消されていないことなどをただしてまいりました。

こうした中、平成28年度の一般被保険者世帯の平均所得額は約135万4000円であり、この平均所得より低い世帯が全体の62.2%を占め、法定減免を受けている世帯は全体の48.96%であることが、この間の答弁で解明されております。

さらに、生活保護世帯の生活費よりも少ない収入になるという逆転現象も生まれております。この世帯が医者にかかれば、医療費は3割負担となり、さらに生活を困窮させることは容易に判断できます。こうした事態は、一刻も早く改善されなければなりません。それにはまず、一般会計からの繰り入れによる財政支援をはじめ、国保法第44条に基づく医療費窓口負担軽減策の拡充のほか、あらゆる手段を駆使して保険税の引き下げを求めるとともに、国に対しては国庫負担の引き上げを求めることを提案いたしまして、本案件には反対するものであります。

次に、認定案第6号、介護保険事業費決算について述べます。

第6期事業計画に入った平成28年度の介護保険は、制度始まって以来の大改悪が実施されたことは、この間の一般質問でも詳しく取り上げたとおりであります。実際、茂原市では介護保険料（基準額）では5600円の引き上げで年額5万5200円となり、サービス利用料は1割から2

割負担となった対象者は380人、うち実際にサービスを利用している290人が2割の負担増となっています。また、低所得の介護施設利用者への補足給付の削減では14人が補足給付から外され、うち1人は負担が重くなったためユニット室から多床室に移るなど、深刻な影響が出ています。さらに、要支援1、2の方々を利用する訪問介護や通所介護は介護保険給付から外され、市町村事業の介護予防・日常生活支援総合事業へ280人が移行しました。この軽度者の保険外しは、今後さらに要介護度1、2の方も狙われ、検討中とされております。保険料は漏らさず徴収する一方で保険給付は行わないのでは、まさに国家的詐欺とも言える改定であります。こうした内容は、公的介護保険の範囲を著しく縮小し、自助、互助へと大きく制度を転換していく方向であり、断じて賛同できません。

大きな社会問題となっている、行き場を失った介護難民、介護漂流をはじめ、介護心中、介護殺人など痛ましい事件が後を絶ちません。さらに、介護保険を使わせないというやり方は、家族を疲弊させ、高齢者を重症化させ、介護保険財源を膨張させる悪循環をもたらすものであります。高齢者も、家族も安心して暮らせる介護保険制度の転換が求められます。そのためには、国庫負担割合の引き上げをはじめ、本市においては、現行の介護サービスの質の低下を行わず、基盤整備の充実、保険料の減免制度の拡充や利用料の軽減制度の創設が求められます。以上の点から、本案件に反対するものであります。

次に、認定案第7号、後期高齢者医療事業費決算について述べます。

高齢者をめぐる現状は、公的年金だけでは生活が維持できず、多くの高齢者は無理をしても働き続けざるを得ません。医療や介護の費用がかさむことへの不安は大きく、政府の調査でも、62.3%が貯蓄目的に病気、介護の備えを挙げております。貯蓄が尽きて生活保護を受給する高齢者も増え続けています。

そうした中、2年に一度改定される保険料は、今回で制度が始まって4回目の見直しですが、全国的に引き上げに歯どめがかかりません。本市の平成28年度の保険料は、均等割が1700円上がって3万8700円に、所得割額が0.5%上り7.43%になり、1人当たりの保険料は3829円アップの5万9870円に引き上げられました。病気になりがちで、医療費もかかることが避けられない75歳以上を一つの制度にまとめ、高齢者人口が増えるたびに加入高齢者の負担割合を増加させる仕組みがもたらす重大な弊害であり、こうした制度は廃止し、以前の老人保険制度に戻すべきであります。

加えて、消費税8%増税への影響や年金も減らされる中、後期保険料が高齢者の暮らしを圧迫している中で、さらに平成29年度から保険料軽減措置の段階的廃止を強行しようとしていま



す。こうした内容を持つ本案件を認めるわけにはまいりません。

最後になりますが、議案第5号「茂原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について」述べます。

この条例は、農業委員会の委員数を減らし、農地利用最適化推進委員を設置し、その委員数を定めるものでありますが、その根拠は、去る2015年8月28日に国会を通過した農業協同組合法の一部を改正する等の法律案によって、法改定がなされたことによるものであります。

まずは、この法令の主な改定の内容や趣旨についてであります。第1に、法の目的から農民の地位の向上が削除されたことです。このことは、それまで任意業務とされてきた農地の集積や耕作放棄地の解消をよりよく果たせるようにするためと言われております。第2に、農業委員の選出方法を公選制から市長の任命制に変えること、つまり、農業委員の公選制の廃止です。第3に、これも農業委員の業務を農地利用の最適化の推進に力点を置くためとして、委員会の所掌業務から意見の公表、他の行政庁への建議等を削除するなど、農業委員会の農業者の民主的な機関としての性格を法律から消し去り、制度の根幹を変質させるものとなっております。

また、農地利用最適化推進委員については、農業委員会が農地利用の最適化を推進する担当地区を定めて委嘱するものであります。農業委員は、これまで農地移動、転用の許可などの合議体としての決定行為と地域における現場活動を一体で取り組んでまいりましたが、今後は現場活動を積極的に行うためという理由で、それを切り離すということであり、これで農業委員は合議体としての決定行為にのみ徹してもらい、委員の定数は委員会を機動的に開催できるようにするため、現行の半分程度にするというのが法の狙いです。この新しい制度に対しては、これまでの農業委員は現場で頑張ってこなかったのか、農業委員と推進委員の役割分担や連携が果たしてうまくいくのかといった批判や戸惑いが、当初から根強く交わされております。

このほかにも、農業委員会の意見の公表や建議は、多くの市町村で自治体への農業振興策の提案、政府へのTPP反対の意見書提出などで農業者の意見を代表する重要な役割を果たしてきました。法文から建議などの文言を削除することは、これらの役割を実質的に否定しようとするものであります。このような法改定は、安倍首相の戦後レジームからの脱却という独自のイデオロギーが強く反映されております。農地制度や農協法、農業委員会法は家族農業を基本とする戦後農政の中心に据えられてきた制度です。それを時代に合わなくなったとして、実質的に解体しようとするものであります。農業委員の公選制の廃止を強行したのは、その典型と言わざるを得ません。自らの悪政の責任を農業委員会制度の改正でごまかす、今回の法改正に

伴う条例改正案には到底賛成できるものではありません。史上最悪の輸入自由化を受け入れながら、農業委員会に遊休農地の解消に努めると迫る農政のもとでは農地の荒廃を防ぐことはできません。地域農業や農地を守るために必要なことは、農業つぶしのT P Pの批准をやめることをはじめ、安倍政権の農政の大もとのからの転換を図ることです。同時に、茂原市も含めた自治体や農業団体、農家、住民、消費者などが共同して地域農業を守る取り組みを強めることです。自治体に取り組む農政としては、地域の現実の把握から出発し、国の農政に向き合いながら自主的に考え、発言し、実践する取り組みが必要であります。農業委員会法のあり方が大きく変更された中での条例制定であります。今後の農業委員会におきましても、以上を重く受けとめていただけて強くお願い申し上げます。以上を申し上げまして、私の反対討論といたします。

○議長（鈴木敏文君） 他にありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

最初に、継続審査となっております案件について採決します。

まず、認定案第1号「平成28年度茂原市一般会計歳入歳出決算認定について」であります。本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、認定案第1号は原案のとおり認定することと決定しました。

次に、認定案第2号「平成28年度茂原市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出決算認定について」であります。本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがって、認定案第2号は原案のとおり認定することと決定しました。

次に、認定案第6号「平成28年度茂原市特別会計介護保険事業費歳入歳出決算認定について」であります。本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがいまして、認定案第6号は原案のとおり認定することと決定しました。

次に、認定案第7号「平成28年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費歳入歳出決算認定について」であります。本案について、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、認定案第7号は原案のとおり認定することと決定しました。

次に、他の認定案については一括採決いたします。

認定案第3号から第5号までについては、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、認定案第3号から第5号までについては、いずれも原案のとおり認定することと決定しました。

次に、今定例会に付議されました議案について採決します。

報告第1号から第3号については、一括採決いたします。

報告第1号から第3号については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、報告第1号から第3号については、いずれも承認されました。

次に、議案第5号「茂原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、適任と認めることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第18号は適任と認められました。

次に、他の議案については一括採決します。

議案第1号から第4号、第6号から第17号、第19号から第22号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、議案第1号から第4号、第6号から第17号、第19号から第22号については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、陳情について採決します。

今定例会に付議されました陳情は2件であります。

最初に、陳情第4号「受動喫煙防止対策についての陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は採択であります。

陳情第4号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、陳情第4号は採択することと決定しました。

次に、陳情第5号「茂原市における、受動喫煙防止対策に関する陳情」についてであります。本件に対する委員長報告は採択であります。

陳情第5号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、陳情第5号は採択することと決定しました。

ここで報告します。

本日、竹本正明君から今定例会に提出するため発議案の送付がありましたので、これを受理し、お手元に配付しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

### 発議案第1号の上程説明並びに審議

○議長（鈴木敏文君） それでは、次に、議事日程第3「発議案第1号の上程説明並びに審議」を議題とします。

発議案第1号「道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出につ

いて」、上程をします。

発議案第1号について、提出者竹本正明君から提案理由の説明を求めます。竹本正明議員。

(20番 竹本正明君登壇)

○20番（竹本正明君） 提出者を代表いたしまして、発議案第1号「道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について」、提案理由の説明を申し上げます。

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」という）の規定に基づく、交付金事業等の補助率等の嵩上げ措置は、平成29年度までの時限措置であります。

地方創生に全力を挙げて取り組んでいるこの時期に補助率等が低減することは、本市において（仮称）茂原長柄スマートインターチェンジ事業や茂原にいほる工業団地へのアクセス道路ほか、道路改良事業、舗装修繕事業、橋梁修繕事業に遅滞を招き、その影響は重大なものであります。

よって、国に対し、道路財特法に係る補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も継続するよう意見書を提出しようとするものであります。

議員各位におかれましても慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（鈴木敏文君） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、質疑に入ります。

発議案第1号について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております発議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

したがいまして、委員会付託を省略することと決定しました。

次に、討論に入ります。討論ありますか。

（「なし」との声あり）

なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議案第1号「道路整備事業に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員と認めます。

したがいまして、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

————— ☆ ————— ☆ —————

#### 所管事務調査のための委員派遣の件

○議長（鈴木敏文君） 次に、議事日程第4「所管事務調査のための委員派遣の件」を議題とします。

お手元に配付のとおり、教育福祉委員会委員長から、会議規則第106条の規定により、閉会中の所管事務調査のため委員を派遣したい旨の要求書が提出されました。

お諮りします。

教育福祉委員会委員長からの要求について、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、承認することと決定しました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木敏文君） 御異議ないものと認めます。

したがいまして、そのように決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

#### ○本日の会議要綱

1. 特別委員会中間報告の件
2. 議案並びに陳情の総括審議
3. 発議案第1号の上程説明並びに審議
4. 所管事務調査のための委員派遣の件

○出席議員

議長 鈴木敏文君

副議長 中山和夫君

1番	飯尾 暁君	2番	石毛隆夫君
3番	岡沢 与志隆君	4番	大柿 恵司君
5番	平 ゆき子君	6番	向後 研二君
7番	杉浦 康一君	8番	はつたに 幸一君
9番	小久保 ともこ君	10番	田畑 毅君
11番	山田 広宣君	12番	前田 正志君
13番	金坂 道人君	15番	山田 きよし君
16番	細谷 菜穂子君	18番	ますだ よしお君
19番	三橋 弘明君	20番	竹本 正明君
21番	常泉 健一君	22番	市原 健二君

☆

☆

○欠席議員

なし

☆

☆

○出席説明員

市 長	田 中 豊 彦 君	副 市 長	永 長 徹 君
教 育 長	内 田 達 也 君	総 務 部 長	中 村 光 一 君
企 画 財 政 部 長	十 枝 秀 文 君	市 民 部 長	板 倉 正 樹 君
福 祉 部 長	鶴 岡 一 宏 君	経 済 環 境 部 長	山 本 丈 彦 君
都 市 建 設 部 長	正 林 正 任 君	教 育 部 長	豊 田 実 君
総 務 部 次 長 (総務課長事務取扱)	岩 瀬 裕 之 君	企 画 財 政 部 次 長 (企画政策課長事務取扱)	山 田 隆 二 君
企 画 財 政 部 次 長 (市民税課長事務取扱)	麻 生 新 太 郎 君	市 民 部 次 長 (生活課長事務取扱)	岡 本 弘 明 君
福 祉 部 次 長 (社会福祉課長事務取扱)	鈴 木 祐 一 君	経 済 環 境 部 次 長 (農政課長事務取扱)	木 島 明 良 君
都 市 建 設 部 次 長 (土木建設課長事務取扱)	大 橋 一 夫 君	都 市 建 設 部 次 長 (都市計画課長事務取扱)	河 野 宏 昭 君
教 育 部 次 長 (教育総務課長事務取扱)	久 我 健 司 君	職 員 課 長	渡 辺 裕 次 郎 君
財 政 課 長	斎 藤 洋 士 君		

☆

☆

○出席事務局職員

事 務 局 長	三 橋 勝 美
主 幹	中 田 喜 一 郎
局 長 補 佐	渡 邊 み ゆ き



○議長（鈴木敏文君） これをもちまして、平成29年茂原市議会第4回定例会を閉会します。  
長期間にわたる御審議、まことに御苦労さまでした。

午後2時43分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年2月7日

茂原市議会議長 鈴木 敏 文

茂原市議会副議長 中 山 和 夫

茂原市議会議員 小久保 ともこ

茂原市議会議員 田 畑 毅